災害復旧工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和措置運用

平成 31 年 3 月 1 日
琴 浦 町 企 画 情 報 課

現場代理人については、工事現場に常駐が義務付けられているところですが、今後平成 30 年台風 24 号に伴う災害復旧工事を短期間に相当量発注する見込みであることから、下記条件に該当する工事に限り、臨時的措置として現場代理人の兼務を認める運用を実施します。

記

1　対象工事

以下の条件を全て満たす工事について、現場代理人１人に対し合計４件まで兼務を認めることとします。なお、県、市及び他の町が発注する工事も対象とし、この場合、工事現場が中部管内とし、当該県、市及び他の町が兼務を了承していることとします。ただし、災害復旧工事以外の一般工事及び県、市及び他の町の兼務は、現場代理人１人に対し１件までとします。

琴浦町発注の小災害復旧工事については、上記以外に全ての工事で兼務を認めることとします。

また、安全管理上の理由、工事の難易度及び施工内容等により、兼務が適当でないと判断した場合は、兼務を認めない場合があります。

（1）工事請負金額

３，５００万円未満とする。

（2）兼務させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法（昭和２４年法律第 100 号）第 26 条第 3 項の規定による専任を要する主任技術者又は管理技術者でないこと。

（3）連絡体制等

兼務する工事現場を離れる場合、発注者と常時連絡可能な体制を確保し、発注者が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

また、現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に駐在すること。

2　適用期間

平成 30 年台風 24 号に伴う災害復旧に係る全工事が完成（竣工）するまでの期間とする。また、一般工事を対象工事とする場合は、平成 30 年 12 月発注工事から適用する。ただし、災害復旧工事の発注量が少なくなるなど緩和措置が必

要ないと判断した場合は、全工事の完成前であっても緩和措置を打ち切る場合がある。

3　手続き

現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人兼務届」（様式第 1 号）に兼務させようとする他方の工事の位置図及び工程表を添付し、それぞれの工事発注担当課に提出すること。

また、現場代理人兼務状況に変更があった場合、又は兼務を解く場合は、「現場代理人兼務解除届」（様式 2 号）をそれぞれの工事発注担当課に提出すること。

4　兼務の取り消し

「現場代理人兼務届」を受理した場合であっても、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、新たに専任の現場代理人を配置しなければならない。

（1）工事現場の運営又は安全管理上に支障を生じたこと等により、現場代理人兼務を継続することが不適当と認められる場合

（2）条件を偽り、又はその他不正な手段により兼務を行った場合

5　変更契約により対象工事の条件を満たさなくなった場合の取り扱い

兼務している工事の内、変更契約によりいずれかの工事の請負金額 1 件が 3,500 万円となり、兼務対象工事の条件を満たさなくなった場合は、新たに専任の現場代理人を配置すること。

7　留意事項

（1）受注者は、現場代理人を兼務配置したことにより、安全管理の不徹底に起因する事故が起こらないよう、なお一層の配慮に努めること。

（2）受注者は、兼務配置の工事において、工期内の履行を徹底すること。